

【チェック表B】:住宅の用途が共同住宅(マンション・アパート)又は寄宿舍の場合 (該当の□欄に✓)

区分	□共同住宅	□寄宿舍	備考																		
	<table border="1"> <tr> <td>住戸 D</td> <td>住戸 E</td> <td>共用階段</td> <td>住戸 F</td> </tr> <tr> <td>住戸 A</td> <td>住戸 B</td> <td>共用廊下</td> <td>住戸 C</td> </tr> </table>	住戸 D		住戸 E	共用階段	住戸 F	住戸 A	住戸 B	共用廊下	住戸 C	<table border="1"> <tr> <td>住戸 B</td> <td>住戸 C</td> <td>共用階段</td> <td>住戸 D</td> </tr> <tr> <td>住戸 A</td> <td>共用風呂</td> <td>共用便所</td> <td>共用廊下</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>共用台所・食堂</td> </tr> </table>	住戸 B	住戸 C	共用階段	住戸 D	住戸 A	共用風呂	共用便所	共用廊下		
住戸 D	住戸 E	共用階段	住戸 F																		
住戸 A	住戸 B	共用廊下	住戸 C																		
住戸 B	住戸 C	共用階段	住戸 D																		
住戸 A	共用風呂	共用便所	共用廊下																		
			共用台所・食堂																		
1	<p>告示第一・第二第一号 手引き p.4,p.6</p> <p>宿泊室(宿泊者が就寝する室)の床面積の合計が50㎡以下で家主が不在とならない(一時的な不在を除く)</p> <p>Yes → □チェック終了</p> <p>No → □2へ</p>		<p>届出前に区役所建築課へ所定の書類の提出等が必要★</p> <p>★: 宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置について、あらかじめ建物に詳しい建築士や施工業者と相談・確認を行い、その内容を明示した住宅の図面等を添付し、区役所建築課へ提出してください。</p>																		
2	<p>告示第一 手引き p.4,p.5</p> <p>全宿泊室及びその宿泊室から地上(共同住宅の場合は住戸の出口)への廊下等の通路の<u>全て</u>に非常用照明器具を設ける ただし、下表の要件に該当する部分には設置しないことができる</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部分</th> <th>設置しないことができる要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一室当たり床面積30㎡以下の居室</td> <td>次のいずれかに該当すること  <input type="checkbox"/> 地上への出口がある(避難階に限る)  <input type="checkbox"/> 地上への廊下等の通路に原則として非常用照明装置が設けられている</td> </tr> </tbody> </table> <p>Yes → □3へ</p> <p>No → □詳細チェック表B 4へ</p>			部分	設置しないことができる要件	一室当たり床面積30㎡以下の居室	次のいずれかに該当すること <input type="checkbox"/> 地上への出口がある(避難階に限る) <input type="checkbox"/> 地上への廊下等の通路に原則として非常用照明装置が設けられている														
部分	設置しないことができる要件																				
一室当たり床面積30㎡以下の居室	次のいずれかに該当すること <input type="checkbox"/> 地上への出口がある(避難階に限る) <input type="checkbox"/> 地上への廊下等の通路に原則として非常用照明装置が設けられている																				
3	<p>告示第二第一号 手引き p.6</p> <p>複数の宿泊室に複数のグループを同時に宿泊させる</p> <p>No → □チェック終了</p> <p>Yes → □詳細チェック表B 5へ</p>																				

告示: 平成29年11月28日国土交通省告示第 1109 号「非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件」

手引き p.〇〇: 国土交通省住宅局建築指導課「民泊の安全措置の手引き」掲載ページ